令和４年11月10日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

予防接種法実施規則の一部を改正する省令の公布並びに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知の改正に関し、日本医師会より通知がありました。

同通知は、ヌバキソビッド筋注及びスパイクバックス筋注（２価：起源株／オミクロン株BA.4-5）の追加接種（３～５回目）を新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種として予防接種法上位置づけること等を連絡するものです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●予防接種法実施規則の一部を改正する省令の公布について
〇新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種の実施方法のうち、ヌバキソビッド筋注による３回目接種を削る。（本年11 月８日施行）
〇新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（３～５回目）の実施方法として、以下のものを追加する。
・ヌバキソビッド筋注を初回接種（２回目）、第一・二期追加接種（オミクロン株対応ワクチン等を除く新型コロナワクチンによる３、４回目接種（ヌバキソビッド筋注による３回目接種については、令和４年11 月７日以前の接種））のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後６月以上の間隔をおいて１回筋肉内に0.5mL 注射する方法（本年11 月８日施行）
・スパイクバックス筋注（２価：起源株／オミクロン株BA.4-5）を初回接種、第一・二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後３月以上の間隔をおいて１回筋肉内に0.5mL 注射する方法（本年11 月28 日施行）

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html
※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要
ＩＤ等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

【担当】
大阪府医師会地域医療１課
（06-6763-7012）